

研究目的

日本では、国内ポルノ環境を鑑みて、人権、法律が破綻しているように思われる。そもそもの話「人権、法律」とは一体何なのだろうか？

児童猥褻被害者は深い闇。加害者の体面上「そんな話は一切ない」と徹底黙殺され、被害弱者達はその存在の主張すら社会的圧殺を受け許されない。このような難しい立場の性被害者達の救済の可能性、国際機関にアピールし又は訴える手続き等、サポート方法、解決手段を本学で学習、模索するとともに、破綻してしまったかに思える日本の基本人権、法制度を踏まえて、「一体人権とは何なのか？法律とは何なのか？」という視点の考察を交えて、性被害者達の救済の道を外部（外国）から開きたい。多国籍都市でイスラム圏であるユニークな街ドバイの性倫理道徳基準を参考したい。

インターネットグローバル時代において、どこの国においても日本のポルノ人権破綻事例は決して対岸の火事ではない。ネット接続環境により倫理破綻が誘発され得る。

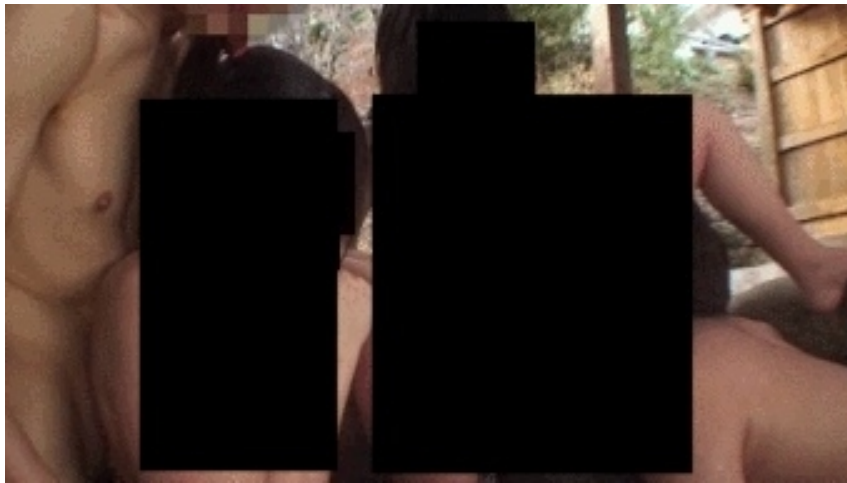
第175条（わいせつ物頒布等）

- 1.わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。
- 2.有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

実は日本にはこのような刑法があり、今でもたまにメディア媒体で猥褻表現について争うニュースが流れたりする（この芸術表現は猥褻物に該当するか否か）のだが、上記法律は一体何を言っているのか不明なほど日本ではポルノ類が横行しておりインターネット上でも同様。ネット上こそ酷い。一般人の感覚的には「これは罪だったのか？」「どうして刑法違反なのか？」という印象を受ける。

以下に、某大手インターネット検索エンジンで、ごくごく簡単な検索ワードで配布され続けていた（20数年間くらいか）児童ポルノの例を示す。もっとも日本で1年ちょっと前くらいからかこの大手検索が厳しくなったのか、小中学生のワードではポルノがヒットしづらくなった感じがするが、私もそこまで猥褻動画像がヒットするワードをリサーチしていない。簡単に出てくるといのは、「小学生

レイプ」「小学生 性交」などのすぐに思いつくワード検索で下のような画像がモニター一面にズラリと並ぶような状態を指す。下画像1だと「中学生 性交」で出てくる感じです。



画像1 過去にネットで簡単に拾った児童未成年ポルノ例1

小●生声かけ連れ込み猥褻映像



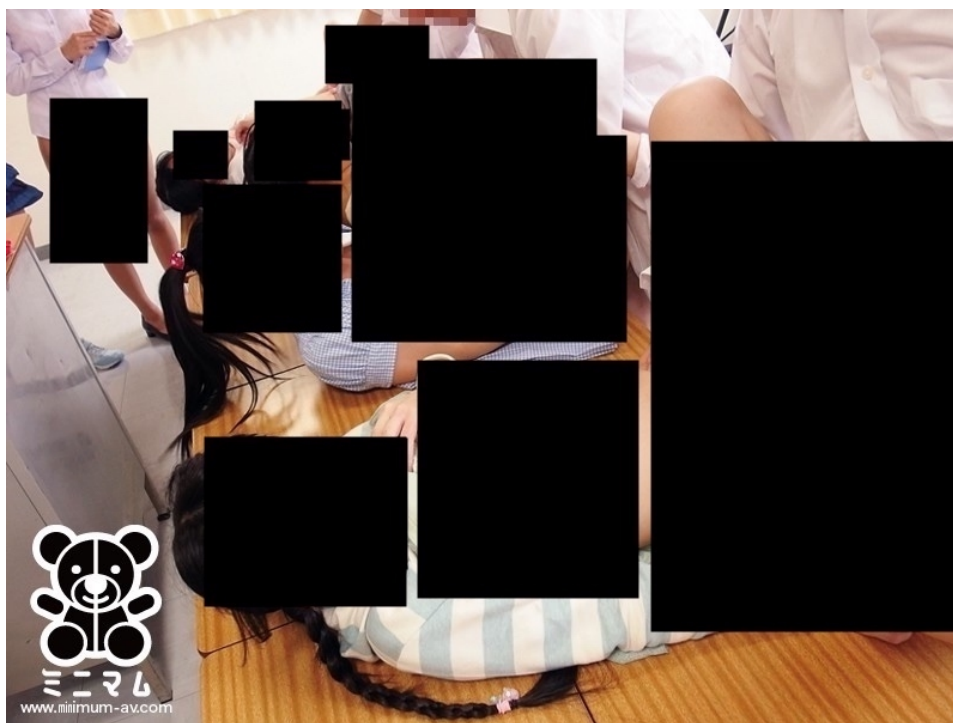
イメージを拡大

- ★ お気に入り
- 対応デバイス
- 配信開始
- 商品発売
- 収録時
- 出演
- 監
- シリーズ
- メーカー
- レーベ

画像2 過去にネットで簡単に拾った児童未成年ポルノ例2

画像2は某大手ポルノビデオ販売サイトで販売されていました。このようなものだらけの環境です。タイトルは「小学生声かけ連れ込み猥褻映像」とあります。後ろ姿で小学生に見えますが、おそらく性交の内容です。

本国ではこの会社は鞭打ち刑にされ刑務所行きでしょうが、日本ではそうならないようです。しかし、日本でも猥褻物頒布罪で逮捕されるケースもたまにあるので、警察の許可を取らないとこの罪で逮捕されるような状態だと思われます。



過去にネットで簡単に拾った児童未成年ポルノ例3

いやらしいロゴマークで、女兒が好きな、女兒を連想させる「クマのぬいぐるみ」を採用しており、「ミニマム」と書いてあります。「少女がミニマム」という意味でしか捉える事が出来ません。

日本人の感覚だとかこういう性商売は日本のヤクザ（マフィア）がやっている、というのが一般人が共有している社会常識なのですが、ネット環境化してここ20数年で暴走している感じにして、残念ですが権力機関なので警察やヤクザにこの問題に関してしつこく迫ろうという人間はあまりいないと思いま

す。私も昔、18年くらい前か、ネットで拾った上画像2よりもまだ幼い感じの裸の児童の写真を示して地元の警察署本部に聴いてみたんですが、警察職員に「児童ポルノか分からない」「ここはこれが児童ポルノかどうかを判断する場所ではない」と言われて終わりました。

研究方法

1 「児童猥褻被害者には国際枠組み的にはどのような救済処置が可能か？」という観点から紛争解決手段の可能性を探るべく学習を進めていく。

日本の児童猥褻性被害問題を通じて、可能な限り児童性被害虐待問題解決、児童被害のアピールに対する門戸を開拓したい。その為には、国際的な救済処置や紛争解決の手法を学習する必要がある。門戸開拓と言っても世界中だと件数が膨大であろうから、効率的に限られた範囲で何が実行可能なのか？という点を考究していきたい。

仮に被害者から連絡があり個別の被害児童、児童期被害者達に対応すると言っても、全く対応出来ないとは言いたくないが、物理的にその件数や被害内容検証より難しい部分が当然ある。親子間のレイプだとまずは「親権」が問題になる。国際間では尚更の事。ゆえに効果的な研究とは「予防」。広く影響するのはオンラインネット上。つまり、まずは「ネット環境上における予防策」という観点到研究資源を割くべきだ。

2 インターネットの検索用語についての「近接性」の議論

1より、予防観点の考察だが、インターネット上の空間は誰にでも公開されている「公の空間」であると一般的に広く認識されている。これを踏まえて「中学生 ポルノ」のような誰でもすぐ思いつく検索ワードですぐに猥褻動画像がヒットするような環境だと、これは仮想空間とはいえ集団の意識的に近い場所に存在しており、実際にポルノを検索した検索主の家の隣の敷地で乱行を行っているような環境下に近い。「検索ワードを自分の意志で打たなければいい」「自分でフィルターを入れればいい」という主張は「首をそちらに向けて見なければよい」と言っているに等しく、ならば実際の現場で行われる公然わいせつ行為もそちらを見なければ良いだけなので罪になるまい。公の場でそのような行為を行うならば、日本でも「公然わいせつ罪」で逮捕されるが、ネット上は放置状態である。このようなネット環境だと「公然わいせつ行為」を放置しているに等しく、大いに国民倫理道徳が影響され乱れる。非常にポルノに厳しい国で一切遮断されるのならば話は別だが、私はドバイに来る前にポルノに厳しい国インドに短期滞在していたが、この文書を書いているインドのホテルから日本のポルノにアクセスしてみても簡単に出来るので、まして今現在だと言語翻訳機能が優れており、ポルノを検索したい国の言語に簡単に翻訳可能なので、つまりどこの国の住居であってもグローバルなネット環境によって、“隣の敷地”において乱行しているような状態と化してしまう。ゆえに、この問題は「自分の国

はポルノに厳しいので」と、一カ国だけで捉えていてはいけない。だが、外国のポルノ事情は外国政府の統治下なので干渉が基本的に不可能である。

ここで、検索エンジンの検索結果を通じた猥褻動画像の拡散・閲覧は、検索主の住居の「隣の敷地で行われているようなもの」という点について整理しよう。検索エンジンを使用し、誰でもすぐ思いつくような関連ワード「中学生 性交」で、標的の動画像にすぐに辿り着くならば（瞬時に）、それは「近い」と解釈する。しかし、同様なワードを打っても、検索結果が表示されるまでに時間が一律1時間かかるとすると、実際にはそのような話ではないが、標的の場所まで1時間かかるので、それは「(1時間分) 遠い」と解釈する。この類の考え方を整理すると、検索結果がトップページのより上位に出てくれば「近い」、下位に、より奥のページに出てくると遠い。もっともこの点に関しては検索エンジンの仕様に依存する。標的動画像と関連性の希薄なワードを打たなければ目的の動画像がヒットしない様な場合だと、より関連性が薄い（ワードの連想が困難）ならば「遠い」。極論を言えば、周知されていない暗号を検索窓に打ってようやく目的の画像が出てくるような場合は極めて遠い。さらには、検索ワードの言語数が一語、二語ではなく、非常に沢山の数のワードを検索窓に並べ組み合わせ打たなければ目的の検索結果が表示されないような状態だと「遠い」と定義する。実際には、検索エンジンとは「標的と関連性が強いワードを少数語検索窓に打って、出力結果を瞬時に表示させるシステム」である。

以下に遠近評価を整理してみると、

検索エンジン結果とネット仮想空間の遠近評価

結果表示までの時間
結果ページの上位下位
検索ワードと出力結果の関連性
検索窓に打つワードの語数
言語翻訳とそれにかかる時間

等で、これらによりネット仮想空間における検索主からの遠近が評価され得る。ゆえに上定義より、検索エンジンの現状は「住居の隣の敷地（非常に近い）、近所において、公然わいせつ行為が行われているようなもの」と評価出来る。

では、現実の空間で行われる公然わいせつ行為の「公然性」から（“公然の”わいせつ行為だからこそ違法であり逮捕される）、検索エンジン結果で示されるネット仮想空間における猥褻物頒布罪で問題となるべき「公然性」（“公然と”わいせつ物を展示・陳列したもの）への拡張を考察すると、敷地が近かろうが遠かろうが、公の場、道路、道路が近接する空地のような場所で猥褻行為を行っていたら「公然わいせつ罪」に問われることから、猥褻行為は家の中、壁で囲まれた一般大衆からは見えないうち隔離された空間内で行われている限りにおいては、公の場ではなく非公、私的空間内という解釈位置付けとなり本罪に問われない事から、ゆえに当該猥褻動画像の展示陳列の際には簡単に入れないIDパスワード類を用いさえすれば、上記遠近評価によらず、ネット空間における猥褻物頒布行為の「公然」と展示・陳列の公然から外れるものと解釈する。簡単に入れないパスワード類というのは、例えば、年齢を聞いて来て「18歳以上 yes」と誰でもボタンをクリックすると瞬時に入れるようでは、これでは公空間に通じたままと評価されよう。仮に、この「18歳以上 yes」（IDパスワード類を要しな

い) が重層的であっても (標的結果を表示するまでこのような問いかけが何種もあり、仮に延々と数時間続いたにせよ)、それは「遠い」だけと解する。遠い場所で行われていたにせよ公然わいせつ罪、つまり公然と展示・陳列、よって猥褻物頒布罪となり得る。

結論として、仮想猥褻動画像展示場には、容易にその場に入れない、類推不可能な ID パスワード類を仕様していれば、「猥褻物頒布罪」の公然と展示・陳列行為の「公然」には該当しないと解釈する。表面上は備えていても、効果的には ID パスワードとなり得ていない状況だと、公の場に属するものとする。

*ID パスワード類を、簡単に解読可能なもの、より複雑なパスワードという視点より遠近で評価する手法もあるが、ここでは、私的遮断空間の形成とそのドアの鍵の類としている。

上記の関連を学習、整理して本学より発信し、広く共有したい。現状では、本国は違うが、ネットにポルノをアップして何が悪いんだ、というような環境である。

3 パソコン等 OS 開発の提案

2 を主張しネット上での猥褻物に対する「公然性」の概念を広く共有しようにも、外国は外国政府の統治下なので、又は世界中のネット上でのポルノ展示件数の多さも鑑み、そして誰しも皆が素直に呼びかけに応じるはずもない。それでも粘り強く呼びかけつつ、ワールドグローバリズムにより危機的状況に瀕している本国 (ドバイ) ないしその他の国々の倫理道徳基準を維持する為には、先の議論より必然として PCOS (オペレーションシステム) を、代表的な物に「マイクロソフト windows」「アップル社 OS」等があるが、開発して問題の解決を試みるべきと思われる。ネット上のアドレスで場所が示されそこにアップロードされた猥褻物が展示される。その場所を検索システムが探して拾ってくる訳だが、コンピュータの基層である OS の段階で、昨今取り沙汰されている AI 技術を活用し、画面にポルノが表示されたら強制的に即 AI が認識しポルノを閲覧出来ないようにカットする仕組みを導入するべきだ。

ネット上に不注意にアップロードしてしまっただけでは瞬く間に広大な領域、全世界に向けて拡散されてしまうので注意が必要である、と注意喚起が行われてはいるものの、盗撮やレイプ動画像の投稿等甚大な被害の発生に対しての、人権保護の観点から世界的 IT リーダー各社の対応は十分なものとは言い難い。それに、2 の議論より ID パスワード保護が普及したにせよ、住居の隣、近場にいやらしい猥褻物を取り扱う店舗が乱立してしまったという世界的環境変化に関しては、先の公然わいせつ性の議論をもって解決することは不可能である。当然、ビジネスとしては世界的な普及済の OS に及ぶはずはないだろうが、弱者人権保護、権利擁護として法学部からその種のシステム開発を呼びかけるべき、そういう段階にまで来ているのではないだろうか？

4 植樹計画 「人権の木」を人権思想、法哲学として研究する。

私は日本の現状に影響されて、人権や法律というものが一体何なのか。よく分からなくなってきた。

そこで、人権や法律について深く考えてみる事とした。

人権とは何かを考える際には、影響力より、アメリカの『独立宣言』を参照しなければなるまい。

『アメリカ独立宣言』

私たちは、すべての人が平等に創造され、創造主から生命、自由、幸福の追求など、特定の不可侵の権利が授けられていること、これらの真実は自明であるとしています。これらの権利を確保するために、政府は人々の間に樹立され、政府は統治される者の合意に基づいて正当な権力を得るのです。

上記独立宣言を解釈すると、平等に創造、つまり人間の誕生の際には神から「権利」が与えられており、この権利の確保の為に、人々によって政治が行われて「政府」というものが樹立される、という文意です。しかし、神がいつ人間に与えた権利なのか？彼らの宗教外の人間にとっては自明ではなく、創造主から人間への権利譲渡に関する明確な根拠を示す事は出来ないはず。

先の児童被害者の彼女達は、おそらくは旧約聖書が関係する宗教に属していないので、神から与えられたとされる人間の権利の享受が後回しにされてしまったがゆえに、あのような悲惨な仕打ちを受けているのでしょうか？ただ、日本において権利確保の為に政府の樹立で失敗しただけなのか。創造主を信仰しようがしまいが（そんな宗教どうでもよい、そんな話あるわけないと）、その権利は「人権」として全ての人間に対して平等に与えられるものなのか。

創造主から与えられた権利の平等性について、聖書を確認してみると、

『旧約聖書』創世記 6.11

この地は神の前に墮落し、不法に満ちていた。神は地を御覧になった。見よ、それは墮落し、すべて肉なる者はこの地で墮落の道を歩んでいた。神はノアに言われた。

「全ての肉なるものを終わらせる時がわたしの前に来ている。彼らのゆえに不法が地に満ちている。みよ、わたしは地もろとも彼らを滅ぼす。…（以下省略）」

ノアは神に従う無垢な人であったので、神によって方舟に導かれ生き延びたと聖書を解するのが妥当だ。アメリカ独立宣言の「神からの権利譲渡」という話になると、ノアには権利が譲渡されたが、洪水に飲まれた者達には譲渡されなかった、と考えるべきだろう。

ゆえに、墮落しており又は旧約聖書の神に対する信仰を持たない人間に対しては、アメリカ独立宣言の「神からの権利譲渡」が自明のものとは結論出来ない。このように、宗教外の人間のみならず、旧約聖書の宗教内の人間にとっても、アメリカ独立宣言に記されている権利譲渡は「自明」のものではない（何故宗教外の人間に神から権利が与えられるのか？）。

『旧約聖書』創世記 9.1 には

祝福と契約

神はノアと彼の息子たちを祝福して言われた。

「産めよ、増えよ、地に満ちよ。地のすべての獣と空のすべての鳥は、地を這うすべてのものと海のすべての魚と共に、あなたたちの前に恐れおののき、あなたたちの手にゆだねられる。動いている命あるものは、すべてあなたたちの食糧とするがよい。わたしはこれらすべてのものを、青草と同じようにあなたたちに与える。ただし、肉は命である血を含んだまま食べてはならない。…（以下省略）」

「全ての生き物を食料としてもよい」と神から指示された。

結論として、アメリカ独立宣言に見られる不可侵の権利は、人権の基礎理論としては脆弱に思える。該当宗教に属さない人間に対しては「人間の権利無し」という危険な解釈が生まれる余地も。信仰も持たない愚か者は人間というより、支配される側の”動物の類であるはず”と。

ここで「神から譲渡された権利」の確認の為、さらに米国独立宣言から時代を遡る形で、その背景となったロックやルソーといった啓蒙思想家達の自然状態や自然権についての論説を参考してみると、

自然状態 (国家も政府も無い状態)

ホッブス	万人の万人に対する闘争の状態
ロック	自然法に支えられた「平和と秩序」の状態
ルソー	自然と融和したユートピア

自然権

ホッブス	自己保存のための自由 生命の保障
ロック	自然状態において生命・自由・財産（所有権）を保持する権利 労働によって得た私有財産を守る権利

という風に書籍に解説が載っております。自然状態「国家も政府も無い状態」とは、原始的な村落形成も未だ存在しない状態と解するならば、上記三氏は西欧の宗教観に基づき色付けしている感じだが、原始当時を想像するに「人と動物が自然の中で共生関係にある状態」というのが自然状態ではないでしょうか。万人闘争の状態というのも闘争状態である場合もあるだろうし、そうではない場合もあるのではないかと。ロックの「自然法」が何なのかはさておき、平和と秩序の状態にある場合もあったらうし、そうでない場合もあるのではないのでしょうか。さらには「ユートピア」という表現自体に主観性を感じる。ルイ 14 世から見ればユートピアには思えないだろうし、当時の国家内で極度の貧困状態にある乞食の類、最底辺層だとユートピアに思えるだろう。都市の現況と束縛に不満を抱いていた芸術家達にもユートピアに思えたかもしれない。

自然状態 「人と動物が自然の中で共生関係にある状態」

自然権に関しては、自然に発生した権利と受け止めると、的を得ているように思える。「人間に自然に発生した権利」という受け止め方だが、ここに”神からの譲渡”という宗教性を持ち込むと話がかわってくる。繰り返すが、自然を神の手の内とし、自然権は「神から授けられたもの」と解するのが、西欧から米国独立宣言までの権利意識として彼らの根底にある流れではないでしょうか。

人権とは何か？「人間が有する権利」と解すると、まずは、自然状態では動物と共存状態なので、動物と人間の違いを考えると、動物界というのは弱肉強食の掟が支配する世界です。ゆえに、動物というのは、自己生命を含む獲得した餌等の財産を他者との合意によって保全する術を有していない者達。人間はその知性によって、己の利益擁護の為に話の通ずる他者（つまり相手が動物ではなく人間）に、互いの財産を保護し合う様に持ちかける、話し合うというのが自然の流れです。つまり、ロックの自然状態の解釈は、人権の発生元となる、あくまで自然権の合意を互いに取り付けようとする理知的な人間にのみ注意しているのであって、それを快く思わない人間もいただろうから「自然状態」と言われると、万人の闘争状態を趣向する人間もいただろうし、違和感を覚える。

権利意識は二者以上の動的な生命体が存在する場において（その内の少なくとも一方は人間）自然的に人間に意識され発生する。動的な生命体とは要は動物で、動くという意味においては人喰い植物も含んでよい。二者以上存在する状態環境下で己の利益擁護が人権概念として結実する。ここに自分と動物しか居なかった場合はどうか。話し合いにならないので、動物に躰けが通じれば良いが、ましてや肉食性の動物だと人間側も武器等を使用して身を守らなければならない。自分と動物のみの場合は動物の掟に付き合わされるので、これが動物界の法「弱肉強食の掟」です。人間は動物より理知的な生き物だから、相互利益保護推進の観点より「弱肉強食の掟」から脱する。これが人間としての権利「人権」の発生です。ゆえに、人権の根本部には財産権、生命権が設定される。もともと己が所有していたものを保持する権利、何も持っていないくとも生命を有している。弱肉として食われない権利です。

ゆえに人が定めるルールとしての「法」よりも「人権」の発生が先んずる訳だが、ここに自然法、神法、自然の摂理、宇宙の原理…という話を持ってくると、人間集団の発生も人権の発生も自然の法の内、という話になろう。

注)

上で「人喰い植物も含む」とあるが、植物を擬人化してその場に直立している動物と解しており、「他者」として存在を認めている。「人権」は定義として、二者以上存在して互いに権利を主張するような状況下から発生するとしている。人喰い花の側からしたら、餓死を避ける為、獲物を食らうのが彼の権利ということ。毒草ないし毒の花粉を撒き散らす植物の場合はどうか？毒草を誤って食べたら死んでしまうし、猛毒の花粉の植物に近づいたら死んでしまうので、その場から「逃げて移動する権利」で人権ではないのか？と思うかもしれないが、この場合は自身の一者しかおらず、その毒の場から離ればよいだけなので権利とは解さない。一者をその場から逃さんとする他者が存在する場合は「毒の場から逃げる権利」が成立する。

したがって、代表的な啓蒙思想家達の評価としては、ルソーだと私有財産を否定するので、本稿の人権の定義から外れる。人権を考察する際の指針を提供する人物は、有名三氏だとロックとなる。さらに、ルソーの言う「森の中の独存の状態」だと一者なので人権は発生しない。ロックの自然権「自然状態において生命・自由・財産（所有権）を保持する権利」を踏襲して、引き続き「人権」についての考察を深めていく。

注)

ルソーの私有財産の否定と人間の不平等化という話は、実は「革命権」と関係がある。革命権とは、極端な例だと、世界中の食料の全てを一者が独占していたら他が飢えるので、一者と大勢他者の生命権、財産権が衝突する。

例)

「自分の村以外の者は奴隷にして、強制労働で得た収穫物を全て上納させる。逆らったら殺しても良い」

この場合は村以外の者に弱肉強食の掟を採用している。

「村の犬は可愛いペットなので殺してはダメ」

餌を（財産を）確保し与えて、当然犬の生命も奪わない。財産権を犬にまで拡張している。

「人権の最大拡張」とは、人間があらゆる動物へと人権を拡張させる事である。「動物の権利」という言葉もあるが、まずは人権の拡張概念より動物の権利を考察すべき。

以上の考察をもって、人権とは「財産権」である事が明らかとなった。以下より財産権について述べる。

【人権の木】

二者以上が集まって人権が発生

人権 - 非捨非捨方 財産権（生命権）

人権のルートである「財産権（生命権）」が発生します。非捨非捨方とは読んで字の如く、捨う訳でも捨てる訳でも無い方ということで、己が既に保有している財産の事。何も持たずとも生命という財産を有している。

ここで定義として、この「人権」に関して話し合い取り決めを行うのが「政治」、政治によって定めたルールが「法」です。「民主主義、民主政治は人権だ、人権と関係がある」と言われるが、発生過程と言葉の定義を考えると当然です。定義次第では、自然環境の中の独存状態で「木の実を取る」という、自身の生命を維持する目的の食料”政策”などと政策という言葉も使えますが、本稿の定義では違う。一見独存の状態でも、他者をも想定しているのならば「政策」という言葉を使える。

*二者以上集まったら自然発生する権利なので、この観点より「政教分離」を考察する。

次に「財産権」という言葉をもっと厳密に定義しますと、財を産む権利という事ですので、財産を増やす（+）、逆に財産を処分する（-）権利も考慮されるはず。上の財産権（生命権）が+-側に分派するという理解でよい。

結局の所「人権、権利」というのは財産権に属する。人権は財産である。

ここにおいて、上の財産権（生命権）は非捨非捨方とより明確化され、この方の財産権を所有権とする。上の「財産権（生命権）」が生命権を含む「所有権」という広い概念へと拡張されると同時に、生命を維持するには食料等が必要なので狩猟等概念より+-側へ財産権が拡張されたという理解である。

人権 -

捨方	財産権
非捨非捨方	所有権（←財産権）
	生命権
捨方	財産権

狩猟によって得た動物や、採取した木の実を何故己の物と主張するのか？それは自分の労働によって得た対価物だからです。労働の影（対価）や自己からの派生（出産）の概念を人権の木に取り込むと、

人権 -

捨方	財産権
	労働権
	結婚権
	出産権
非捨非捨方	所有権（←財産権）
	生命権
捨方	財産権

* 出産権が結婚権の下位となっていれば、結婚していない者には出産の権利は与えられない、というような解釈となる。

ここで、少し「労働権」について考えてみる事にする。「労働によって得た私有財産を守る権利」となると所有権になるが、拾方の労働権とは、とどのつまりは労働によって財産を増やす権利という事である。「財産」とは無価値ないし有価値の権利物であり、「労働」を定義すると、労働とは二者以上存在する場合において権利を産み出すもので、直接的に価値を産み出すものではない。「価値」とは権利の交換過程によって生ずるものとする。

例)

「私が採ってきた木の実」は、私の労働に起因して、あなたの物ではなく彼の物でもなく、私の物であると財産権が主張される。この木の実は何やら新しい種で、慣習的に過去の交換事例で未だ価値化されていないものとする。つまりこの段階では、私の権利物だが無価値。

「あなたの木の実と私の米俵を交換しよう」と、権利物の交換相手がいてそこで初めて”共有される価値概念”が発生する。

「その木の実とこの米俵は交換出来ない。米俵を用意するのはすごく苦勞する。木の実はただ採っただけだろ？」

ここで労働の価値化が発生する。この二者間の段階で、他での供給量は考えていない（木の実は新しい種としている）。価値とは交換価値のことで代替物による数量での置き換えが可能なもの。代替物の発展系が通貨となる。つまりは「労働＝価値」ではない。労働とは需要が伴ってこそ価値を誘引するもの。労働で直接的に産み出されるものは権利。「労働＝権利」である。

上記、需要がなければ「その木の実是要らない」となり、交換価値が発生しない。

例えば、マルクス経済学の「労働」の概念を比較検討したり、諸々の労働権の概念の学習を通じて、人権の木に実っている「労働権」とは何かを考究していく。拾方でよいのか、この労働権の学説では…と。「人権の木」というのはこの様にして学習を通じて木の枝葉を増やしていき、人権理論の形成を楽しむ為のものでもある。もう少し、以下に労働権の考察を続けよう。

拾方の労働権が侵害されている、機能不全の状態とは何だろうか？要するに、人が自由に財産を増やせないのが、例えば、或環境下において周囲の全ての物が他者に占有されている環境、現代の都市部においては周囲を見渡してみても、空地は存在せず誰かしらの家や土地、あそこに実っている柿の木を採って自己財産を増やそうにも誰かしらの柿の木である。ゆえに、このような状態を「労働権が侵害されている状況」と解することも可能。都市部における労働とは、他者ないし自己の権利物に対して時間に従事して交換価値を発生させる行為に他ならず、選択肢は狭められている（誰の物でもない何かを採ってきて増やそうにも不可能であった）と言える。ここで「価値」を整理してみると、

価値

需要 信頼性 労働時間 供給量 生産設備価値の引き継ぎ

*労働時間の消費は価値化に際して必然性を伴わなければならない。

価値とは、需要、信頼性、労働時間、供給量、生産設備価値の引き継ぎ、の各要素によって決定されるものとする。ネームバリューは生産設備価値の引き継ぎに含まれる、つまり「労働権の侵害」とは、生産設備の引き継ぎの価値に対して労働者の労働価値が著しく弱体化している、相対的に低い環境下において発生するもの。よって、「労働権（拾）」とは相互財産権の衝突時に労働者側が主張する財産権（拾方）を適正な状態までの回復を要求する権利のこと。

注)

上記、価値の各要素に関して、「代替品」は需要、供給量に含まれるものとしている。需要が代替品で可能ならば、それに応じて供給量は代替品をも含む。

例)

大生産工場での労働者の賃金が非常に安い。工場側は「お前達が稼げるのは、莫大な資金投資を要する工場の設備投資と本社のブランド名があつてこそ。

この場合に工場によって産み出される価値には、「生産設備価値の引き継ぎ」が設備投資、企業のブランド名等という事。

例2)

女優Aの秘書の賃金が非常に安い。A側は秘書に対して「お前が仕事ができるのは全部私の知名度のおかげ。お前の代わりなどいくらでもいる」

女優Aが「生産設備価値の引き継ぎ」となる。秘書が労働によって生み出す交換価値は、価値を引き継いでいる。

ちなみに、働く場所が何も無い場合は、生産設備価値の引き継ぎに対して労働者側の労働価値が0という事。労働者側は「木の実も採って食べれないし、何だよそれ」となる。

以上、労働権（拾）について一考した。

次は、自由権について考える。自由を得るという事は、前提として、物質的・精神的に不自由な状態を主体に強制する束縛が存在するはず。つまり「自由を手にいれる」とは”そこから逃れる事”に他ならない。不愉快な物なら捨てて（捨てるとは、自分と物との距離が管理外まで離れる）、土地ならば移動し、人間関係なら別れる。捨方にも労働権が設定される。

人権 -

捨方	財産権
	労働権
	結婚権
	出産権
非捨非捨方	所有権（←財産権）
	生命権
捨方	財産権
	自由権
	労働権
	退職する権利
	強制労働の禁止
	移動する権利
	離婚権

西欧の王権から市民権を奪取した革命闘争を考察すると、当初市民達は、王権より逃れる事が出来ない隷属状態、極度の貧困状態に陥った訳だから、捨方の自由権を行使出来ない、捨方の財産権は機能不全の状態と見る。現状打破の為、自由権から派生した革命権を行使する。革命成功によって、三方への権利主体（市民）の機能不全が解消された。ここでの財産権の機能不全の原因とは、一者ないし少数者による私有財産の増大が極まると、この世の富とは無限ではないから多数者の財産権に支障をきたす。革命とは相互の財産権の衝突によって引き起こされる武力衝突の事である。武力衝突が起らなかった場合は特にその事を強調して「無血革命」などと言われる。

*他にも様々な革命のケースがあろうが、自由権の下位に設定される革命権の解釈とは上記。

人権 -

捨方	財産権
	労働権
	結婚権
	出産権
非捨方	所有権 (←財産権)
	生命権
捨方	財産権
	自由権
	労働権
	退職する権利
	強制労働の禁止
	移動する権利
	離婚権
	革命権

以上の様に、枝葉を考察します。人権の木をもって権利意識を高揚させ人権教育にも最適です。先の児童性被害者達の事例も「人権の木」を用いて考察します。

「木を見て森を見ず」という言葉があるが、個人（木）の財産権だけに着目して国家（森）の事を考えないのはおかしい。超自国中心主義も含まれよう。「森を見て木を見ない」のが、国家主義、全体主義です。

参考文献)

松本保美（監修）(2014)『理解しやすい政治・経済』文英堂

原好男（訳）(1978)『人間不平等起源論 ルソー全集第四巻』白水社